

財務定期監査結果報告

〔保健福祉局・区役所〕

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	寺 坂 光 夫
同	福 浪 睦 夫
同	吉 田 謙 治

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 14 年度財務定期監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成 14 年 4 月 1 日～8 月 31 日までに執行された事務について監査を行った。

保健福祉局	高齢福祉部	介護保険課，国保年金医療課
区役所	まちづくり推進部	保険年金医療課
	福祉部	在宅支援課
	北須磨支所	市民課

2 監査の期間

平成 14 年 1 月 5 日～平成 15 年 3 月 12 日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 国民健康保険，介護保険の賦課，徴収事務
- イ 国民健康保険，介護保険の保険料の減免事務
- ウ 国民健康保険，介護保険，老人保健医療及び福祉医療費助成に係る返還金の徴収事務
- エ 国，県，国民健康保険団体連合会，社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び交付金の収入事務
- オ 現金領収の取扱いに係る事務
- カ 収入率の向上に係る事務
- キ その他の収入事務

(2) 支出に関する事務

- ア 国民健康保険の療養費，介護保険の保険給付費等の支出事務
- イ 老人保健医療に係る診療報酬等の支出事務
- ウ 福祉医療費助成制度に係る医療費の支出事務
- エ 介護認定審査会に係る経費の支出事務
- オ その他の支出事務

(3) 契約に関する事務

- ア 在宅介護支援センター運営委託等に係る契約事務
- イ その他の契約事務

(4) 財産の管理に関する事務

- ア 国民健康保険料，介護保険料等の債権管理事務
- イ 基金の管理，運用に係る事務
- ウ その他の財産管理事務

5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられた。今後，これらの指摘を真摯に受けとめ，早急に適正な事務処理を図るとともに，再発防止と事務処理手続きの改善に努め，事務の精度を向上されたい。

(1) 収入に関する事務

国民健康保険料の減免について、次のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 所得激減を事由とする所得割額の減免率の適用を誤っている事例

(中央区保険年金医療課)

イ 減免申請書の提出が必要であるにもかかわらず、申請書が提出されていない被保険者に対して減免決議を行っている事例

(北区保険年金医療課)

国民健康保険給付費返還請求事務について、調定決議後、データが電算システムに入力されず、返還請求書及び納付書が送付されていない事例が見受けられた。

(北区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

高額介護サービス費の給付について、世帯非課税から世帯課税となったことに伴い利用者負担上限額の変更が生じたが、データ入力の遅延により給付費の過払いが発生し、かつ給付費返還金にかかるシステムの稼動を待って調定決議を行ったため時間を要し、返還請求が行われていない事例が見受けられた。

(介護保険課、西区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

領収証書の取扱いについて、次のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 領収証書は付された一連番号の順に使用することになっているが、介護保険料用の手書き用領収証書を一連番号順に使用していない事例

(灘区保険年金医療課)

イ 領収証書原符は原則として領収証書つづりから分離してはいけないことになっているが、介護保険料手書き用領収証書つづりから領収原符を切り離し、現金領収日の日計照合に利用している事例

(東灘区・灘区保険年金医療課)

ウ 国民健康保険料窓口用領収証書交付簿において未使用領収証書つづりの終了決議を行なった後、使用開始している事例

(北区年金保険医療課)

国民健康保険料にかかる現年度未納額がある世帯について、短期証を交付し、納付指導を行うべきであるにもかかわらず、正規証を交付している事例が見受けられた。

(東灘区・長田区・西区年金保険医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

(2) 支出に関する事務

国民健康保険及び老人保健医療において、入院時食事療養費の減額認定を受けた被保険者に対する標準負担額減額差額の支給について、入院日数の算定を誤ったため、金額を誤って支給している事例が見受けられた。

(東灘区・西区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

乳幼児医療入院生活福祉給付金と国民健康保険食事療養標準負担額減額差額とを重複して支給している事例が見受けられた。

(北区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

外勤非常勤嘱託報酬月額は毎月の業務報告集計表に基づく徴収金額等によって決定されるが、業務報告集計表において徴収金額の計上を誤ったため、外勤非常勤嘱託報酬月額の算定を誤って支出している事例が見受けられた。

(北須磨支所市民課)

適正な事務処理を行うべきである。

(3) 契約に関する事務

介護サービス適正実施指導事業委託契約について、業務終了後の精算にあたり、事業者から提出される事業報告書に講師謝礼が計上されているが、講師から提出される領収書(写し)が添付されていないにもかかわらず調査を行っていない事例、請求書と事業実施報告書で講師謝礼の計上額が異なるにもかかわらず調査を行わず、精算額を誤った事例が見受けられた。

(東灘区・須磨区在宅支援課)

適正な事務処理を行うべきである。

介護サービス適正契約普及事業について委託契約を締結しているが、事業報告書に計上された「実績に応じて算定した委託金額」と対象経費支出額調に計上された「対象経費の合計額」が一致していないにもかかわらず、検査を行っていない事例が見受けられた。

(垂水区・西区在宅支援課)

適正な事務処理を行うべきである。

老人保健診療報酬明細書等保管業務について契約を締結しているが、覚書により複数年度にわたる保管業務を約定し、当年度の見積書を徴していない事例が見受けられた。

(国保年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

(4) 財産に関する事務

国民健康保険料の過誤納金については地方自治法第231条の3第3項及び第4項により地方税の例によることになっており、国民健康保険料の滞納金がある場合、その滞納金に充当しなければならないが、滞納金があるにもかかわらず、還付決議を行っている事例が見受けられた。
(灘区・北区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

国民健康保険料において既に消滅時効が完成しているにもかかわらず、時効完成による不納欠損処分が行われていない事例が見受けられた。
(中央区・長田区保険年金医療課)

適時に不納欠損処理を行うべきである。

国民健康保険資格喪失後の受診等による給付費返還金について、次のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 調定後収入されず、相当期間経過している事例

(兵庫区・北区・長田区・西区保険年金医療課，北須磨支所市民課)

イ 未納整理カードを整備しておらず、また、督促を行っていない事例

(東灘区保険年金医療課)

国民健康保険料の納付指導を行うにあたり、滞納額の一括納付が困難である場合に誓約書等の提出を受け分納を認めているが、分納を決定するにあたり決裁が得られていない事例及び誓約書に分納誓約の対象とする保険料の期と額が記載されていないため、時効の中断措置の対象となる債権額が明確でない事例が見受けられた。
(中央区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。